

ID: 408

担当部署: 上下水道局

処分の概要	設計審査		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水装置工事指定業者に関する規程 第12条第1項		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規程第16号		
【根拠条文】 (設計審査) 第12条 指定業者は、長門市水道給水条例(平成17年長門市条例第191号。以下「給水条例」という。)第7条第2項に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図を添えて、市長に申請しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日